

## 越谷しらこぼと基金助成基準

平成 2 1 年 3 月 2 3 日  
市 長 決 裁

### 越谷しらこぼと基金の助成対象について

- 1 越谷市において快適で活力ある魅力的なふるさとづくりに資する主体的な市民活動事業を行う者に対し助成する。
- 2 スポーツ活動、文化活動等において顕著な成績を修めた者に対し、その成績を顕彰するとともに、その業績により全国的に越谷市の名を高め、越谷のふるさとづくりに展開することを期待し助成する。

### 2 スポーツ活動に係る顕彰助成基準

#### 【1】助成の対象となるスポーツ大会

原則として文部科学省、（公財）日本体育協会、（公財）日本レクリエーション協会、各競技の連盟及び協会等が主催等する全国大会又は国際大会とする。

#### 【2】助成対象者

個人で出場する場合は、本市内に住所を有する者。団体で出場する場合は、本市内に活動の本拠を有する団体。原則として個人、団体ともに全国大会は埼玉県予選等を経たうえで【1】に規定する大会へ埼玉県代表として出場する場合に、国際大会は国内予選等を経たうえで日本代表として出場する場合に、助成対象とする。ただし、本市在住の個人が埼玉県選抜（代表）として団体種目に出場する場合も助成対象とする。

また、オリンピック、パラリンピックに出場する場合は、現住所が他の市町村であっても、本市に深い関係を有するものは助成対象とすることができる。

#### 【3】助成額

全国大会出場は個人 1 万円、団体 5 万円とし、国際大会出場は個人 3 万円、団体 1 0 万円とする。

ただし、オリンピック、パラリンピックに出場する場合は個人 5 万円、団体 2 0 万円とする。

#### 【4】助成回数

個人で出場する場合は、1 競技通算 5 回（全国大会、国際大会毎に）までとする。ただし、オリンピック、パラリンピックについては回数制限を設けない。また、団体で出場する場合も、回数制限を設けないものとする。なお、いずれの場合も一つの大会においては 1 回の助成とする。

附 則

この基準は平成 22 年 3 月 2 日一部改正

附 則

この基準は平成 25 年 2 月 7 日一部改正

附 則

この基準は平成 27 年 3 月 5 日一部改正

附 則

この基準は平成 30 年 5 月 2 日一部改正